

## 商品取引トラブル解消アクションプログラムの公表に当たって

商品先物取引をめぐる最近の状況は出来高の低迷など厳しいものがありますが、その中で、残念ながら、業界を見る社会の目はなお厳しく、法令遵守体制の整備が一層強く求められ、これに的確に対応して行くことが業界としての大きな課題となっております。

先般の通常国会における金融商品取引法の審議の中で、商品先物取引が大きく取り上げられ、特に参議院においては、「今後トラブルが解消していかない場合には、不招請勧誘の禁止の導入を検討する」旨の附帯決議がなされました。

このような国会での議論を受けて、主務省からは商品取引員を対象とした法令遵守体制等の一斉点検が行われました。また、本会におきましても主務省の要請を受けて、商品取引事故に関与した登録外務員を対象として、受託等業務の実施状況に関する一斉点検を行ったところであります。

主務省の法令遵守体制等の一斉点検については、平成18年12月15日にその結果と主務省としての対応措置が公表されたところであります。

このような情勢のもとで、当協会といたしましては登録外務員の一斉点検の結果及び最近の業界を取り巻く環境並びに主務省の要請を踏まえ、トラブルの解消とコンプライアンス体制の一層の整備を図るため「商品取引トラブル解消アクションプログラム」を策定し、このプログラムに沿って集中的な取り組みを行うことといたしました。

第一は、社員教育の徹底、社内管理体制の点検・整備、社内処分の徹底などのコンプライアンス体制の整備を目指した指導を行っていきます。これとともに、今後の会員指導の重点分野を具体的項目で示し、社内体制整備の際の着眼点として活用するよう指導していきます。特に、コンプライアンス体制の定着は急務であるため、改善に向けての継続的な指導や会員代表者が先頭に立った改善に向けての取り組みを促すなど徹底した指導を行うこととします。

第二は、違反等行為の通報窓口の設置です。本会に通報の窓口を設けることにより、広く情報の収集を行い、通報内容を精査の上関係した役職員に対する指導、勧告、処分の措置を厳正かつ円滑に行うこととしました。また、これにより社内管理体制、営業組織体制の改善につなげていくことも期待されます。

第三は、外務員の資質向上です。まず、中堅外務員に焦点を当てたコンプライアンスの徹底と営業手法の改善を自覚させる特別研修を緊急措置として行うとともに、登録更新講習におけるコンプライアンス研修の導入を行うこととします。また、外務員登録制度の面から、専門知識やコンプライアンスの面での切磋琢磨を促がし、資質向上につなげていくため、専門性向上認定制度の充実

や優良外務員（仮称）の認定制度について検討を行っていくこととしました。

アクションプログラムについては、盛り込まれた事項について着実にかつスピード感を持って実行していくことが重要ですが、このような取り組みが実効を挙げていくためには、会員においてアクションプログラムの趣旨・内容が正確に理解されることが重要であります。本会と致しましては、アクションプログラムに基づき業界の信頼性の向上に向け全力で取り組んで参りますので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

平成 18 年 12 月 18 日  
日本商品先物取引協会  
会長 荒井史男